

海田町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

海田町教育委員会

## はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。

また、情報化やグローバル化、人工知能（AI）の発達といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、個別最適な学びや協働的な学びによる主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、学校・教員が担う業務は多様化し、増加・拡大している状況であり、依然として長時間勤務の課題があります。

このため、海田町教育委員会においては、教員のモチベーションの向上、子どもと向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

そこで、学校における働き方改革を実現し、教員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるようにするために、本計画を策定することとしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々のご理解をいただきながら、本計画を基に、教育委員会や学校等と密に連携しながら、着実に進めてまいります。

海田町教育委員会教育長 森山 真文

## 1 計画策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化、地域や保護者等からの要望への対応など、求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向けて、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第72号)が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針(以下、指針という。)が告示された。

指針第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「方針」という。)を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定された。

このことから、海田町教育委員会においても、町立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に、令和2年3月30日付けで「町立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則(以下、規則という。)」を制定し、教員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、海田町立学校における働き方改革を推進してきた。

さらに、令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(いわゆる「給特法」の改正法)」が公布され、給特法の改正に伴い、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策が示された。

このことを受け、海田町教育委員会においては、「海田町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、これまでの取組を継続しつつ、教員が意欲と専門性を最大限に発揮できるよう、さらなる学校における働き方改革を推進する。

なお、令和2年策定、令和5年改訂の、「学校における働き方改革取組方針」は、本計画の策定をもって廃止する。

## 2 現状と課題

業務の実態等を把握し、学校の業務改善に向けた取組の参考とするため、令和5年度に広島県教育委員会が業務改善モデル校<sup>\*</sup>を対象に実施したアンケートの中から「児童生徒と向き合う時間」に係る調査の結果を見る。

※ モデル校 海田東小学校

海田中学校

「児童生徒と向き合う時間」※が確保できていると感じている教員の割合

	町内小学校	県内小学校全体	町内中学校	県内中学校全体
平成29年度	70.2%	75.7%	61.9%	64.3%
令和5年度	95.4%	95.3%	90.0%	94.2%

※ 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

この調査では、「児童生徒と向き合う時間が確保できている。」と感じている教員の割合は、小学校では、町が県全体よりも0.1ポイント高く、中学校では、町が県全体よりも4.2ポイント低い結果となっている。いずれも広島県教育委員会が目標値としている80%を大きく上回る結果であるが、特に中学校に関しては、より一層の改革が必要である。

本町では、令和3年度から、町立小中学校における ICT 推進に対応できるよう、ICT 推進員2名を配置している。また、令和7年9月からは、教職員用パソコンの更新に伴い、校務系ネットワークをクラウド化することで、学習系・校務系ともに1台のパソコンで対応できるようにし、学校の業務改善に向けた取組を一層進めた。

この取組における成果の参考とするため、年度末に配置校の全教員（教育職のみ）を対象としてアンケート調査を実施し、今後の取組に生かしていく。

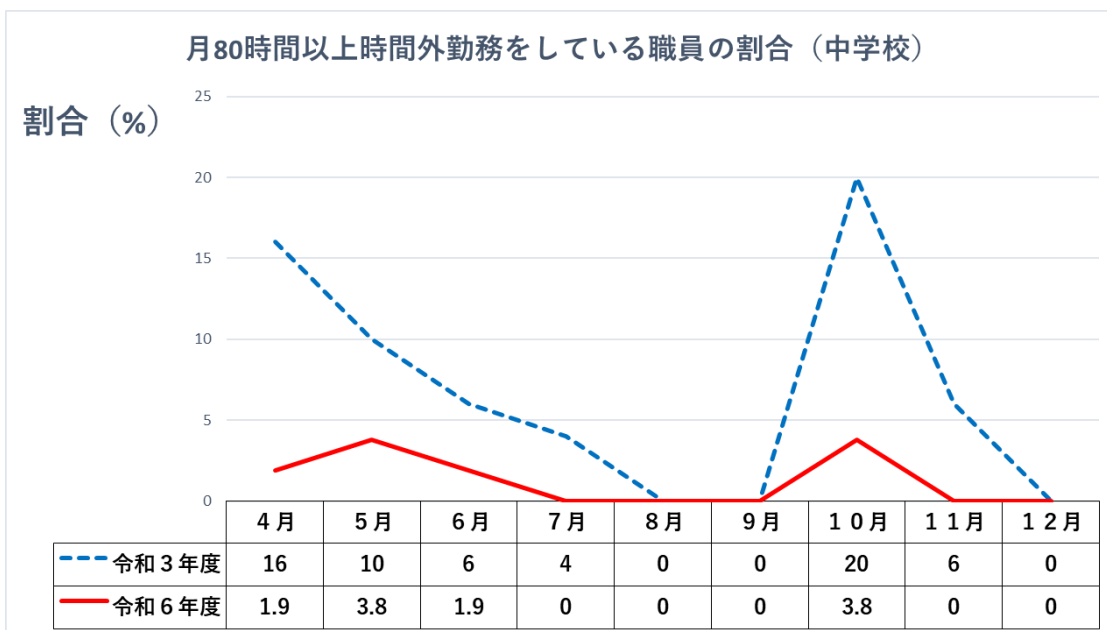
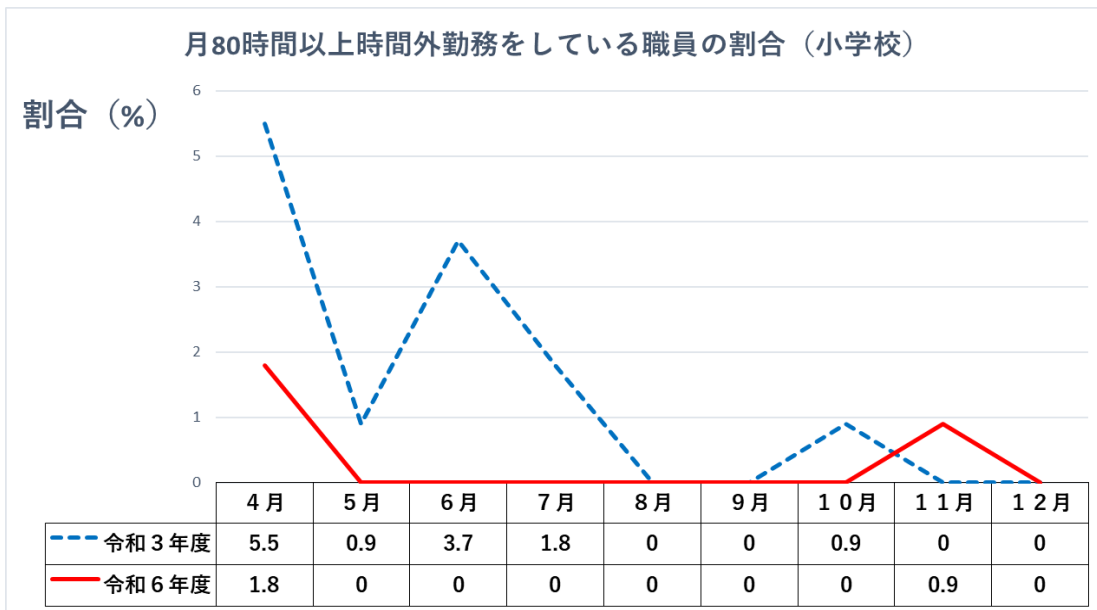
「児童生徒と向き合う時間」が確保できていると感じている教員の割合

令和2年度末	令和8年度末
89.0%	100%（※目標値）

※令和8年度に調査を行う。

さらに、本町では、平成30年度より教員の労働時間を適正に把握することを目的に、次のような規定に基づき、勤務時間の把握を行っている。そこで、令和3年度と令和6年度の結果を比較してみる。

- (1) 通常の勤務においては、入校・退校時刻をもって勤務時間とする。
- (2) 出張等により、直行または直帰が生じた場合は、正規の勤務時間を勤務開始または勤務終了として、入校・退校時刻の記録として記入する。
- (3) 週休日等に出勤して業務を行った場合は、入校・退校時刻の記録として記入する。また、部活動等で、校外で業務を行った場合も同様に、開始時刻と終了時刻を入校・退校時刻の記録として記入する。



この結果から、月80時間以上の時間外勤務については、小学校、中学校ともに、令和3年度と比較して令和6年度は減少してきていることが分かる。

その理由として、平成30年度以降、海田町教育委員会がこれまでに進めてきた人的措置、多機能印刷機の全校への導入、週案・指導記録の簡素化、校務支援システムの導入、部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁等の取組のほか、これらの取組を継続してきたことによる、教員の意識の改革が進んだことも要因と考えられる。

一方で、未だ、時間外在校等時間が80時間を超える教員もいることから、これらの教員を早急になくし、1箇月時間外在校等時間45時間、1箇月時間

外在校等時間の平均 30 時間を下回る状態にするために、次の項で示す取組を推進していく。

### 3 目標・成果指標

#### (1) 児童生徒と向き合う時間の確保

全てのこどもたちへのよりよい教育の実現に向け、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に業務を遂行し、専門性を最大限に発揮できるよう、こどもたち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

[成果指標]

- 「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合 80%
- 「児童生徒と向き合う時間」が確保できていると感じている職員の割合 100%

#### (2) 超過勤務の縮減

教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、教員が心身ともに充実し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

- 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合 80%
- 1 年間時間外在校等時間が360時間以下の割合 70%

※ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合を除く。この場合においては、「1 か月について 100 時間未満」、「1 年のうち 1 か月において 45 時間を超える月数について 6 月以下」及び「連続する 2 か月から 6 か月までのそれぞれの期間の 1 か月当たりの平均について 80 時間以下」とする。

また、「1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均が 30 時間を下回る」状態を堅持する。

前記の目標を達成するため、次の 5 つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 業務量の適正化
- (2) 業務を効率的に行うことのできる環境整備
- (3) 部活動改革による部活動指導に係る教員の負担軽減
- (4) 学校における組織マネジメントの確立
- (5) 教員の働き方に対する意識の醸成

## 4 取組

### (1) 業務量の適正化

#### ①町費による教員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

ア 学習指導及び生徒指導の充実を図るための町費非常勤講師の配置

イ 特別支援教育の推進を図るための介助員の配置

ウ 学校図書館運営の促進を図るための学校司書の配置

エ 学校の環境整備の充実を図るための用務員の配置

オ 学校施設の管理・警備の充実を図るための機械による警備

カ ICT活用教育の充実を図るためのICT推進員の配置

#### ②各種計画、事業、調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や海田町教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

#### ③研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを具体的に進める。

#### ④学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

ア 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。※例：学校給食の公会計化（令和4年度導入）

イ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

ウ 各中学校区における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を有効に活用するため、地域学校協働活動本部を設置し、学校教育と社会教育が連携しながら、家庭教育支援の充実を図る。

また、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討する。

### (2) 業務を効率的に行うことのできる環境整備

#### ①校務のDX化の促進

AI採点システム、出欠席アプリの導入、校務支援システムのクラウド化等による、業務の効率化を具体的に進める。

#### ②校務支援システム等ICTの活用促進

児童生徒等の学籍、出欠、成績、保健などの情報を統合的に管理する校務支援システムについて、改善及び効率的な運用を図る。また、AIやICT

機器等を活用した業務の効率化を進める。

③教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全町的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりと内容の充実を図る。

(3) 部活動改革による部活動指導に係る教員の負担軽減

①「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン(仮称)」策定・管理

「部活動の方針」を廃止し、新たに「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン(仮称)」を策定する。本ガイドラインに基づき、部活動を管理運営していく。

②部活動の指導体制の在り方の見直し

ア 部活動在り方検討部会を設置し、「海田町立中学校部活動地域展開推進計画」の策定や、部活動の在り方や運用について協議しながら、まずは、休日の部活動地域展開を進める。

イ 部活動指導員による専門的な技術指導ができる外部指導者の配置を推進し、顧問の負担軽減に係る取組を進める。

ウ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

③教育的な指導方法や効果的な練習方法等の研修への参加

県が主催する研修会に教員を積極的に参加させる。また、勝利を第一義としない教育的効果の高い指導方法について、部活動指導員の研修の機会を設ける。

(4) 学校における組織マネジメントの確立

①学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画に業務改善や教員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

## ②マネジメント研修への参加

県が主催する、教員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修会に教員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教員のマネジメントスキルの向上を図る。

## ③教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

# (5) 教員の働き方に対する意識の醸成

## ①学校における勤務時間管理の徹底

ア 教員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、校務支援システムにより、教員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

イ 校務支援システムのクラウド化と情報セキュリティの強化により、情報のやり取りをスムーズに行える仕組みにするなどし、成績処理業務等の効率化を図る。

ウ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教員と面談を行い、必要に応じて産業医（保健管理医）との面談を勧めるなど教員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教員にセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

エ 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。

## ②働き方・時間管理の意識改革

ア 各学校で教員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

イ 管理職は、自己申告に基づく目標管理の面談等の際に、業務をより効果的・効率的に進める方策について、教員と共に考えるなど、教員の在校等時間を踏まえた働き方に対する意識の醸成を図る。

## ③学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

## ④一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

## ⑤教員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、海田町教育委員会が主催する研修や校内研修

の充実を図る。

## 5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、毎年、総合教育会議において、教員の業務量管理や健康確保の状況について報告するとともに、点検・評価、学校意識調査の結果、勤務実態の調査により、本計画の検証、見直しを行う。

学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。